

広島県公営企業管理規程第一号

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年一月三十日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程

広島県公営企業財務規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の三に次の一項を加える。

3 管理者は、現金の収納に際し必要な釣銭に充てるため、現金の一部を別に定めるところにより企業出納員に交付して、保管させることができる。

別表第二の2の固定資産の表中

「	長期未収金	「		」
を	長期未収金 投資不動産		何地区(何地域) 貸付土地 何流通団地貸付 土地	」

に改める。

別表第二の2の土地造成の表中

「		「	何地区宅地造成 費 流通団地造成費 何施設整備費 用地先行取得費	」
を			節の区分 は、何地 区(何地 域)土地 造成費に 同じ。	」
「		公 課 費	公 課 費	」
		建 設 利 息	企 業 債 利 息, 長 期 借	



に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。